

人事労務通信



社会保険労務士事務所
人事労務センター

〒812-0011
福岡市博多区博多駅前4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax 092-409-4187
Eメール akiko@b-souken.com

棚田フェスティバル 小城市岩蔵江里山地区



「小城市の棚田フェスティバルがあるけん出てこんですか。」「江里山蕎麦の会が地元で収穫した蕎麦も打って出します」——お誘いをうけて、9月下旬の休日に出かけました。

実りの秋を迎えて稲穂は色付き、棚田の畔は一面の彼岸花が咲き誇り、山間の集落には、その秋の風情を楽しむ大勢の方が訪れていました。

このフェスティバルでは、「案山子コンテスト」の表彰式もあり、世相を反映した案山子など表彰された作品が展示されていました。



もちろん、その日の早朝から打ったという香り高い新そば10割の“ぶっかけ蕎麦”は、おいしくいただきました。

改正労働者派遣法の問題点 第189通常国会・自公など賛成で成立

今国会で採択された「労働者派遣法の改正」は、いくつかの問題点を含んでいます。

もともと、派遣労働のような間接的な雇用形態は、中間搾取や使い捨てなどの苦い経験から、「職業安定法」によって厳格に禁止されていました。

そのため、1985年に労働者派遣法が成立した当初は、労働者に不利益が生じないように、専門的で常用代替が生じるおそれのない職種に限定されていました。

その後、規制緩和の流れのなかで、法改正が繰り返され対象業務を原則自由化し、2008年には、派遣労働者は202万人にも達するほど広がりました。

また、これまでは、原則1年、最長3年を超えた派遣労働者が1人でもいたら、その職場で派遣労働者を受け入れることはできない仕組みでした。

ところが、今回の派遣法改正案は、
①雇用期間の「期間制限」をなくし、派遣労働の受け入れを際限なくできること。
②雇用安定措置として正社員への道を開くとされていますが、直接雇用される保証はないこと。
③正社員との「均衡待遇措置」も実効性がないこと。
などの問題点を含む内容となっています。

これでは、派遣労働者の86%が年収300万円という低賃金の実態是正や、世界で当たり前の正社員との「均衡待遇」の実現にもほど遠い内容となっています。

日本経済新聞社などの事前の調査でも、派遣労働者の68%が「派遣労働者の根本的な地位向上にならない」「派遣労働が固定化する」という理由で反対していました。



人事労務センターホームページ
<http://roumu.b-souken.com>

年次有給休暇を取得した 週の時間外割増賃金計算

Q&A

Q：1日8時間1週40時間の労働時間となっている事業所ですが、年次有給休暇を取得した際の

割増賃金は、必要ですか？

A：具体的には、どのような場合ですか？

Q：月曜日に有給休暇を取得し、火曜日から土曜日までの5日間を1日8時間働いた場合です。

A：この事例では、有給休暇の月曜日を含めると、1週間に48時間となりますが、有給休暇を取得した8時間については、実労働したわけではありませんので、土曜日に働いた8時間は割増賃金の対象とはなりません。

したがって、この週の賃金は、実労働40時間と有給休暇8時間の合計48時間分相当の賃金を支払えば良く、割増賃金（125%）を支払う義務はありません。

この夏、壱岐の島へ 気の合う皆さんと

気の合った皆さんとの年1回の懇親旅行が、今年は、私の故郷・壱岐の島に決まり、幹事を引き受けました。

“壱岐の島の魅力”をどうやって伝えるか。どう感じてもらえるか。など事前準備に頭を悩ませ、観光協会からパンフレットを取り寄せ、みなさんに資料として届け、

当日は、博多港から一緒にフェリーに乗り、ワイワイ、がやがやと同年代



10名の楽しい懇親旅行になりました。

「うに井は絶品だった!」「筒城浜は、きれいな砂浜と海でよかった」「“島得通貨”はお得でした」「左京鼻が一番良かった」など、皆さんの感想にちょっとホッとしました。

あとかき

お便りありがとうございます。Yさんからの感想を紹介します。

「6歳の孫が“しんちゃんの三輪車”の話をしてくれた。真剣に『原子爆弾で焼けただけだれた三輪車だけを残して、しんちゃんの姿はなかった。アメリカと戦争したんやなあ』としみじみした顔で報告してくれました」平和授業の様子が目に浮かびます。

読書の秋になりました。読みたい本や読まねばならない本が沢山あるのに、なぜか読書が進まない今日この頃です。

そんなとき、『本をサクサク読む技術』齋藤孝著（中公新書ラクレ）という本の紹介記事が目にとまりました。

まずは、この本を手に入れて試してみようかなと思っています。

感想やご意見をお寄せください



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

092-409-4188 FAX092-409-4187

Eメール：akiko@b-souken.com